

宗教と道徳の間

— 澤柳政太郎の道徳教育論 —

齋藤 知明

本発表の目的は、戦前の日本において宗教教育と道徳教育を分ける分節点とはな
んであったのかを明らかにすることである。そこで、明治期を代表する文部官僚で
あり、大正期を代表する自由主義の教育者で、本学初代学長でもあった澤柳政太郎
(一八六五—一九二七)の道徳教育論を対象として本課題を検討する。澤柳は、先行
研究では「十善戒を中心として仏教に対して篤い信仰をもった在家仏教信者」や「宗教
教育や道徳教育について生涯を通して試行錯誤していた教育者」などと形容され、当
時の日本における宗教と教育の関係を考える上では重要な人物である。

従来の研究では、教育史方面によって、一八九九年の「訓令一二号」や一九四〇年
の「文部次官通牒」など、宗教教育に関する法令とその前後関係に関わるものが多数
ある。しかし、当時の宗教教育・道徳教育に関する実際的な事実や問題を取り上げて
いくことも本目的を達成するために必要と考えた。

信仰論

まずは、澤柳の信仰論からみていこう。澤柳の信仰論のキーワードは「安心」であ
る。たとえば、一八九六年に発表した論文「宗教の必要は何れにありや」では、罪悪
感を自覚している人にとって、その苦痛を取り除くためには何かしらの信仰が必要で
あるという。そして、その何かしらの信仰は宗教と表すことができる。宗教の役割は、
人間の罪悪感を取り除くため、つまり「安心」のためにあるとするが、決して仏教だ
けを特別視しない。あらゆる宗教が、人間が完全な存在ではないことを前提としてい
ると論じた。一九一六年に刊行した『前途の望』では、さまざまな宗教のなかで描か
れている神や仏の存在、ストーリーや救済譚の中身の真偽は問うことはなく、その神
や仏、ストーリーや救済譚をただ「信じる」という行為そのものに意義を見出して
いた。澤柳にとっては、十善の戒律を行えば安心を得られるというストーリーこそ「信
じる」べきものであり、十善戒を行うことが安心を得るための手段であった。

道徳教育論

次に、道徳教育論である。ここでは、澤柳が一九〇九年に実際に著した中学校修身
教科書である『中学修身書』を用いる。従来の修身科における道徳教育は、「〇〇すべき」
といった徳目主義や、偉人の生き方に学ぶといった人物主義が主流であった。一方で
澤柳は、「実際主義」を掲げ、生徒自らに考えさせることを意図した教科書を作った。
そこで、「情操と良心」「忠孝と日本人」に絞って参照していきたい。たとえば、巻四
第七「情」の項目では、信仰論同様、罪悪感について述べている。

道に志すものは此の如き浅ましき心根(悪行を恥じないこと―筆者)を絶たざる
べからず。悪を為して後に気付きたらば飽くまでも我と我が心を責むべし。一室
に閉じ籠り手泣き明すも可なり、父母師長に向いて懺悔する更に可なり。かくて
悪を再びせざることを吾が心に誓うは男々しき振舞ならずや。自ら進んで父母師
長に誓う、その勇氣や真に宏大なり。

(澤柳政太郎全集 第五巻 一九四二—一九五頁)

澤柳は、人間が悪行を行うことを決して否定せずに、悪行をした後に罪悪感を持つ
ことを普通であることとする。澤柳にとっての道徳論は、悪行をしないことを前提せ
ず、むしろ悪行をした後に、罪悪感を持ち自己を省みることが焦点となっている。
それでは何を基準に行動すべきかに関しては、巻五第一〇「良心」で次のように論
じる。

良心は其の特性として權威を以て服従を要求するものなり。良心の命令は、これ
に伴なうに拘束の感情を以てす。故に人は良心に従わんとする者、若し他の誘惑
によりてその命に背かんか、良心の呵責を免れず。世に一旦悪事を為して後、良
心の呵責に堪えず、或は自白し、或は苦悶の極間から精神の錯乱を来すものある
は之がためなり。(同 二五二頁)

良心の命令に背くとき、良心の呵責が起きる。良心の呵責にさいなまれるとき人は
苦しむ。良心によって人間は行動を規定され、それに外れたものは苦痛を伴う。それ
ゆえ、良心の命令に自身は従わなければならない、と澤柳は考えた。ただ、従うべき
規範の前提として、修身科の施行規則に定められている「教育勅語」の忠孝精神があ
ることは、当時の道徳教育を研究する上で注意しなければならぬ。

巻五第四「国民道徳の特色」では、日本の道徳について論じる。

父母を同じうする子孫は家長の下に一家を成し、同祖より出でたる家は、其の始

祖の直系たる皇室の下に国家を成す。これ即ち我が国家の組織なり。家を拡大したるもの即ち国家にして、国を縮小したるもの即ち家なりというべく、家と国とを連結するものは同一の血統なり。(同 一二九頁)

日本国は一大家族国家であるため、父母・祖先への尊敬なしに始祖である天皇への尊敬はないとした。この、「孝を持ち続けるためには主体的に權威に従うことが必要である」ということについては、巻一第三「服従」で次のように論じる。

要するに命令や規則は規律を保つ為には必要なるものなれば、之に服従するには心の奥底よりなすべし。表面は服従を粧い、裏面之を破るが如きは男子の所業と云うべからず。(同 八六頁)

「主体的に權威に従う」とは、論理的に一見矛盾しているように思われるが、「積極的に親の心をつねに喜ばしめる」(姫岡勤『家族社会学論集』ミネルヴァ書房、一九八三 八八頁)と考えれば論理的に整合とされる。以上のように、澤柳の道德論は主体的に權威に従うことが求められたのである。

宗教と道德の間

ここまでみてきたことから、澤柳の信仰論と道德論は、何かを主体的に心のよりどころにするということでも共通であった。では宗教と道德を分けるものとはなんだったのか。

澤柳の日本文化論からみていこう。一九一〇年に著した『我国の教育』第一章「日本文明史の概要」第四「日本固有の文化」では、『万葉集』を参照すると、忠孝は元来から日本にある精神であることがわかるとする。そして、日本固有の道德である忠孝は、偶然孔子が説いた儒教と類似していて、後世は儒教の影響もあつて忠孝の精神が発展していったとする説明。さらに、第五章「日本固有の道德」では、道德は普遍的なものではなく国家に依拠する特殊なものであると述べながらも、日本の道德は決して日本の思想だけで発展してはこなかったことを強調する。澤柳は、日本人は「同化力」によって外来思想を日本固有の文化である忠孝と結び付けていったとする。ここで澤柳は、仏教や儒教などの外来思想が長い年月を経て日本の道德となった、と論じる。このように忠孝精神を日本固有の道德としながらも、宗教思想と同化しながら発展していったことを澤柳は認めるのである。最後に、教育勅語は日本固有の道德と外来思想とが同化した結果のものであり、ようやく明文化された日本の道德であると

して本章は結ばれる。

しかし一方で、第七章「現今の日本教育の特点」第三「宗教と関係ない」で、日本の教育は宗教と関係ないことを主張する。これは、先ほどの論と正反対のように思われるが、実はそうではない。先述の「同化力」によって、日本にある外来の宗教思想はすでに日本の道德思想となつていることを論じる。そして、澤柳は統率された国民を作ろうとする近代国家では、学校教育において一人ひとりの信仰に左右されることのないように世俗性を保持することが重要であると考えているので、宗教と教育は分離すべきとの結論に達する。

これまでの議論をまとめよう。日本固有の道德には宗教思想が源流にあることを澤柳は強調した。しかし、それは宗教思想が時間的な経過とともに「同化」した結果である。同化が済めば、宗教思想は道德教育に用いることができるとした。それゆえ、教科書に出てくる際は、宗教に関する記述はもちろんのこと、宗教がどのように同化していったのかという過程が論じられることはなく、同化が済んだ「日本固有の道德」のみが教えられることになったのである。

まとめ

澤柳は日本人に対して、宗教の言葉を使わずに信じることの重要性を強調したといえる。『中学修身書』では、信仰という表現はしなかったものの良心ということばで「信じる」ことを強調し、仏教や儒教を強調しなかったものの忠孝精神との同化理論によって「日本固有の道德」を倫理規範の対象とした。

学校教育では「宗教」はみることはできないが、加工された宗教思想の一端がみられた。この「加工」の作業は、学校教育という世俗のシステムが構築されるとともに、「宗教」も、公的な「道德」と私的な「信仰」とに、トリミングされていった過程でもある。以上のように、信仰の対象となる「宗教」は私的なもの、宗教思想が混じる日本固有の「道德」は公的なものと澤柳は考えた。つまり、「日本文化」として同化しているか／していないかを、「宗教」と「道德」とを分かつ境界線としたのである。

(大学院文学研究科博士後期課程宗教学専攻)